

編集規程

1. 本誌『年報人類学研究』(Annual Papers of the Anthropological Institute, Nanzan University)は、南山大学人類学研究所の紀要年報であり、1年に1巻を発行する。
2. 本誌に、論文、研究ノート、書評の各欄を設ける。研究ノートは、論文に準じる内容から資料紹介に相当するものまでを含む。
3. 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と、編集委員会が特別に依頼する原稿(以下、特別依頼原稿と呼ぶ)とからなる。本誌の学問的水準の維持向上のため、すべての投稿原稿に関して査読を実施する。
4. 本誌の編集業務を行うために、研究所内に編集委員会を設置する。編集委員会委員は、研究所所長、研究所第一種研究所員、同第二種研究所員、同客員研究所員、同非常勤研究員によってこれを構成し、委員の中から編集責任者1名および副責任者1名を互選する。なお、編集責任者は、当該年度の編集業務に鑑み、若干名を編集業務に携わる研究補助員として編集委員会に加えることができる。
5. 編集委員会は、研究所員会議において、編集計画について承認を得なければならず、また編集業務については適宜報告するものとする。
6. 査読者は、学外および学内の有識者の中から2名を委嘱選任する。論文の査読者の1名は学外の有識者とする。査読者は、原稿を受理した日より4週間以内に、査読結果を編集委員会に報告する。
7. 投稿者および査読者の氏名は相互に匿名とする。ただし、やむを得ず編集委員会委員が査読者となる場合は、この限りではない。
8. 査読結果は、下記の評価区分で表記し、評価の要点についてのコメントを付すものとする。
 - A 掲載可(修正不要)
 - B 部分的修正をすれば掲載可
 - C 大幅な修正をすれば掲載可
 - D 掲載不可
9. 編集委員会は、査読結果を踏まえ、掲載の可否を総合的に判断し、決定すると同時に、投稿者に掲載の可否、査読者のコメント、原稿修正期間の指示等を速やかに通知する。
10. 査読結果AおよびBに対する修正原稿の点検は、編集委員会の責任で行う。査読結果Cに対する修正原稿は、原則として同一の査読者が再評価する。査読者は、原稿を受理した日より4週間以内に、査読結果を編集委員会に報告する。
11. 本誌への投稿資格は次に列挙する者が有する。
 - (1) 人類学に関わる分野の研究者
 - (2) 編集委員会の複数の委員の推薦を受けた研究者
12. 投稿者は、投稿規定および執筆要項を遵守する。
13. この編集規程は、2010年7月15日より施行する。